

## 住居表示制度

この制度は、「住居表示に関する法律」に基づいて、市街地において住所の表し方を分かりやすいものに改め、市民の日常生活を便利にし、郵便その他の集配業務、行政事務などの効率化を図るもので

### ◆住居表示実施区域

城山町、八和町、畠中町、西福町、東福町、今石動町一丁目、新富町、中央町  
観音町、西町、石動町、本町、小矢部町、今石動町二丁目、泉町

### ◆住居表示の表し方

《例》 住居表示 小矢部市本町 1番1号

地 番 小矢部市本町 1000番地

\* 住居表示の番号は、建物自体に番号を付けています。

従いまして、土地の地番が変更になることはありません。

### ◆住居表示付番の手続きについて

- ① 「建物等新築届」を市民課へ提出ください。
- ② 市が現地確認を行い、番号を決定します。  
(建物の玄関の位置により、住居表示の番号を決定)
- ③ 市から届出人に対してご連絡します。

\* 転入、転居の手続きの際には、住居表示の番号が必要になりますので、建物の玄関の位置が確認できる段階になりましたら、手続きをお願いいたします。

※改築等によって新たに主たる建物となるものも「新築」に含みます。